

議 事 録

平成 29 年 10 月 4 日

三浦市上水道事業審議会

- 1 場 所 横須賀市消防局三浦消防署 4階 会議室
- 2 日 時 平成29年10月4日(水) 14時02分から16時07分
- 3 委員の現在数 10名
- 4 出席委員氏名 草間道治 委員
石橋むつみ 委員
山田光雄 委員
鈴木寧夫 委員
木村武士 委員
鈴木明 委員
菱沼隆一 委員
小谷野邦夫 委員
星野拓吉 委員
(佐藤裕弥委員は欠席)
- 5 辞令等交付
- 6 議 題 (1) 会長、副会長の選出について
(2) 三浦市上水道事業への諮問について
(3) 水道事業の沿革等について
(4) 水道事業の経営について
(5) 水道事業の県内比較及び全国比較
(6) 水道料金のしくみ
(7) その他
- 7 出席事務局 石井真澄 上下水道部長
松井住人 営業課長
鈴木正裕 給水課長
古川篤 下水道課長
押鴨岳志 営業課営業グループリーダー
豊倉甚一 営業課主査
見原直孝 給水課給水施設グループリーダー
石橋耕一郎 給水課配水整備グループリーダー
荻原尋子 営業課主任
下平哲之 営業課主任

【14時02分開会】

事務局
(古川課長)

ただいまより、三浦市上水道事業審議会を開催いたします。
本日、司会進行を務めます、上下水道部下水道課長の古川です。
どうぞ、よろしく願いいたします。
それでは開会に先立ちまして、吉田市長よりごあいさつ申し上げます。

吉田市長

本日は、ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。
三浦市水道事業の円滑な運営を図るため、新たに三浦市上水道事業審議会を設置させていただきました。

三浦市は人口減少が続く財政状況も大変厳しいということもあり、水道事業も同様に給水人口の減少や節水意識の向上等で、非常に厳しい経営環境となっております。

自助努力で、それぞれ様々な経費の削減、経営の効率化を図っておりますが、決められた分の水を買わなければならないというような厳しい環境にあり、経営的には岐路に立たされております。

今回皆様には、忌憚のないご意見をいただき、経営全般でのご指導をいただきたく、三浦市上水道事業審議会を設けさせていただきました。

水道料金の値上げをするのは簡単な話ですが、三浦市の水道料金は高いということもあり市民負担が大きくなることから、非常に厳しい環境におかれています。

その様なことも含めて、総合的な議論をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局
(古川課長)

それでは、市長より委嘱書の交付をさせていただきますが、交付の前に、みなさまの担任事項と任期についてご説明いたします。

お手元の、資料3「三浦市上水道事業審議会条例」をご覧ください。

まず、担任事項についてでございますが、条例の第2条に、「審議会は、市長の諮問に応じ、本市の水道事業に関する事項について調査及び審議を行うほか、市長に意見を述べることができる。」と規定されております。

次に、任期でございますが、条例第4条第1項に「委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。」旨、規定されてお

ります。

それでは、市長より委嘱書の交付をさせていただきます。本日も出席賜りました委員のお名前を資料1「三浦市上水道事業審議会委員名簿」に記載しておりますのでご覧ください。

私から、お名前を申し上げますので、みなさまはそのままお席にてご起立し委嘱書をお受け取りください。

(市長から各委員に委嘱書を交付する。)

続きまして、事務局職員を紹介いたします。資料2 上下水道部職員名簿をご覧ください。各自、自己紹介で行います。

(自己紹介)

それでは議事に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第

資料1：三浦市上水道事業審議会委員名簿

資料2：上下水道部職員名簿

資料3：三浦市上水道事業審議会条例

資料4は後ほど配布させていただきます。

資料5：【沿革】三浦市水道事業

資料6：三浦市水道事業の経営状況等について

資料7：水道料金のしくみ

資料が不足している場合には、お申し付けください。

これより議事に入ります。本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は、審議会委員9名の出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の要件を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、会長が選任されるまでは、吉田市長が議長を務めますことをご了承ください。

それでは、市長お願いいたします。

吉田市長

はじめに、「会長、副会長の選出について」でございます。

お手元の資料3「三浦市上水道事業審議会条例」をご覧ください。

条例第5条第1項に「審議会に、会長及び副会長各1名を置く」とあり、第2項では「会長は委員の互選により選出し、副会長は

会長が指名する」とあります。

まず、会長につきまして、皆様から会長をご推薦いただき、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

推薦いかがでございましょうか。

菱沼委員

私からご推薦申し上げます。

三浦市区長会長でもあり、三浦市下水道審議会会長を務められている鈴木寧夫様にお願いできたらと思います。

吉田市長

ありがとうございました。

他にご意見はございますか。

ないようでしたら、菱沼委員からご推薦いただきましたとおり会長には、鈴木寧夫様にご就任賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

吉田市長

ありがとうございます。

「異議なし」ということなので、鈴木寧夫様に会長をお願いいたします。

ここで会長に、議長をお願いしたいと存じます。

会長どうぞこちらの席へお越してください。

(鈴木寧夫委員が会長席へ移動し、議長となる。)

鈴木会長

ただいま、三浦市上水道事業審議会の会長を仰せつかりました鈴木です。

(拍手)

次に、副会長の選出についてでございます。先ほども説明がありましたとおり会長が指名するとなっております。それでは指名いたします。鈴木明委員を指名いたします。

(鈴木明委員が副会長席へ移動する。)

鈴木副会長

鈴木副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長のご指名でございますので、会長を補佐していきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

(拍手)

鈴木会長

それでは、議事を進めてまいります。

本日の議事録の署名人ですが、草間委員さんと菱沼委員さん
にお願いいたします。

後日、議事録に署名、押印していただきますので、よろしくお
願いします。

お手元の資料3「三浦市上水道事業審議会条例」をご覧ください。

条例第2条に「審議会は、市長の諮問に応じ、本市の水道事業
に関する事項について調査及び審議を行うほか、市長に意見を述
べることができる。」とされています。

今回は、三浦市上水道事業に関する事項について、市長の諮問
を受け、調査、審議の結果、市長に対して答申をするために三浦
市上水道事業審議会が組織されました。

ここで、市長より諮問書をお受けいたします。

(市長から会長席にて諮問書を読み上げ、諮問書を渡す。)

確かに諮問書を受け取りました。

市長の諮問を受け、調査、審議、答申をするという重責を担う
こととなりましたが、改めてみなさまのご協力をお願いいたしま
す。

事務局
(古川課長)

このあと、市長は公務のため、大変申し訳ありませんが、退席
いたします。

(市長退席)

鈴木会長

次に、この会議の公開・非公開について、確認したいと思います。

本審議会の議事は原則公開とし、非公開情報を取り扱う場合
は、会議を非公開としようと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、そのように取り扱いをさせていただき、非公開の場合はその都度確認をしていきたいと思えます。

それでは次に進めてまいりたいと思えます。

水道事業の沿革等についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
(鈴木課長)

それでは、議題3 三浦市水道事業の「沿革」等について説明させていただきます。

三浦市は神奈川県南東、三浦半島の最南端に位置し、東は東京湾、西は相模湾、南は太平洋と三方を海に囲まれ、干潟、磯、天然礁など複雑で変化に富んだ海岸を有し、黒潮の影響で1年を通じ温暖な気候に恵まれています。

三浦市の産業の1つは農業で、温暖な気候と肥沃な大地、近隣に大消費地を控えるなどの利を生かし、夏はスイカ、カボチャ、メロン、冬はダイコン、キャベツなど、神奈川を代表する野菜の産地として全国的にも有名です。

一方、海に面していることから漁業も盛んで6つの漁港を擁し遠洋漁業から沖合・沿岸漁業まで多彩な漁業を営んでいます。その中でも三崎漁港は、昭和40年代、遠洋漁業の基地として発展しました。現在はその規模は縮小しましたが、首都圏をはじめ全国的な集出荷地として全国的に名高い存在です。

また、複雑で変化に富んだ海岸線など風光明媚な地形から観光地としても全国的に知られています。三浦一族ゆかりの地「油壺」、北原白秋の詩で有名な「城ヶ島」など数多くの名所旧跡が、訪れる観光客の目を楽しませています。三浦海岸海水浴場は昭和40年代に比べれば海水浴客の数は減少していますが、夏場賑わいを見せております。昭和30年1月1日、当時の「三崎町」「南下浦町」「初声村」が合併して「三浦市」となりました。

この、三浦市の産業である、農業、漁業、観光業が、本市の水道事業に大きく関わっています。それでは、三浦市の「水道事業の沿革」について、説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

まず、1ページ、昭和初期の水事情です。

三崎町は、地形や地質の関係上、湧水量が少ない上、井戸水には多量の塩分が含まれ、飲料水として役に立たず、計6箇所の公衆井戸があったものの、専用井戸を持っている人は少なく、殆ど

が、7～8戸から20～30戸が使用する共同井戸でした。

夏季・冬季の渇水時には水涸れし、水の汲み取りに行列をなし、三崎港を拠点とする遠洋魚漁船への給水、田畑の農業用水にも事欠く有様でした。

このような事情から「水道布設は積年の悲願」でありました。

2ページ、三浦市の上水道のおこりです。

三崎町で水源を求めましたが、容易に見つかりませんでした。が、度重なる探索により、昭和9年、「初声村字高田坊」に有力な水源地を見つけ、試掘が行われ、水の出は良く、本掘しても勢いは変わりませんでした。

三崎町営水道布設工事は、計画給水人口8,000人、計画給水量1,320立方メートルを基本計画として、昭和9年7月に着工し、翌年の昭和10年5月に完成しました。

水源池に2箇所のさく井を設け、地下湧水を取水井から揚水ポンプ2台で引橋配水池へ送水し、そこで塩素殺菌を行い、自然流下により一般家庭に配水しました。

引橋配水池は、RC製 容量250立方メートルの2槽で貯水量は、計500立方メートルでした。

また、高田坊水源池から、引橋配水池まで、鋼管、口径、200ミリの送水管を延長5,143メートル布設が主な工事の内容でした。

3ページ、第1回拡張工事期です。

戦後、三崎町の発展は著しいものがあり、水需要も増加の傾向を見せていました。

給水人口は、7,000人を数え、当初計画の8,000人に接近していましたが、その一方で、水源井は衰退期を迎え、盛期1,000立方メートル以上あった湧水が昭和20年を過ぎると600立方メートルとなってしまったことから、下宮田の旧海軍施設を借り受け、毎日400立方メートルの補給水を受水しましたが、毎日7時間の断水となり、水の必要な朝・夕のみの時間給水となりました。

遠洋漁業の発展に伴い、全国屈指の漁港「三崎港」への出入船が激増、また、水産加工及び船舶給水等、給水量が増加し、将来の水需要の増加は避けられない状況となったことから、取水能力の増強を図るため、これまで自噴湧水を取水していた2箇所の井戸のうち深さ40mのもの1本を浚渫する一方、新たに深さ60mの井戸1本を掘り、それに深井戸ポンプを設置、各々1日1,000立方メートル、計2,000立方メートルを吸い上げるものとなりました。

4ページ、第2回拡張工事期です。

水源の拡張工事の完成により、1日最大配水量2,800立方メートルが可能となりましたが、この時点での引橋配水池の容量は500立方メートル、最大配水量は、1時間当たり、330立方メートルで、送水量と合わせても2時間を支え得るに過ぎない状態となり、夜間は使用量減少により余量を来たす状態でした。

安定供給を目指すには、配水池の拡張が必要となり、既設の配水池である「引橋配水池」の容量500立方メートルに連結する形で、隣に容量800立方メートルの配水地を増設しました。

5ページ、第3回拡張工事期です。

昭和26年、給水量に不足が生じ、三崎町全域で1日最大6時間の断水となり、給水の完璧を期すにはまだまだ不十分な状態でした。

昭和27年には講和条約の発効とともに許された漁区の拡張に伴い、魚市場の拡張工事、製氷工場の新・増設、町営による国保病院の建設、また県営住宅の建設等による水需要の増加により、さらなる長時間の断水を行わなければならない事態が予測されたことから、水源の拡張及び配水本管の延長工事の計画が持ち上がりました。

三崎町は、昭和27年4月14日、横須賀市に対して、1日1,000立方メートルの分水の願い出を行い、承諾を得て昭和27年6月1日から昭和47年3月31日までの約20年間にわたり友情分水を受けることとなり、9年間も続いた三崎町の時間給水が解消されました。

この、横須賀市からの分水を受けるための連絡管の整備が第3回拡張工事のポイントでした。

6ページ、簡易水道事業です。

簡易水道事業とは、給水人口101人以上5,000人以下を対象に飲料水を供給する事業で、三崎町、南下浦町、初声村が合併して三浦市となった昭和30年の12月、三浦市で初めて、簡易水道事業、「初声町三戸地区簡易水道」が整備されました。

その後、南下浦町の「松輪地区簡易水道」、「菊名・上宮田地区簡易水道」、「毘沙門地区簡易水道」が整備されるまで、この4地区の簡易水道は力強く推進しましたが、やがて井戸が枯渇してしまいました。

そうした中、4地区の水需要の増加はめざましく、簡易水道だけではまかないきれなくなり、4地区の簡易水道事業の統合をはかる動きが活発になり、昭和40年3月、簡易水道の上水道への統合が認可され、現在の「三浦市水道事業」の前身がここに誕生しました。

7ページ、第4回拡張工事期です。

昭和30年1月、三浦市誕生以来、人口増加、産業の発展により水需要は上昇し、給水需要が供給を上回る状況になったことから、高円坊に4号井を新設、また送水ポンプの増設等、現有施設への措置を最大限に講じましたが、昭和34年6月以降、時間給水、特に高台と呼ばれた地域の給水状況が悪化し、減・断水となりました。

昭和50年度を目標に給水人口42,000人、1日最大給水量15,000立方メートルとして、計画しました。

横須賀市からの受水量12,000立方メートル（県営水道の余浄水）を受水可能な施設の建設、高低地区の配水系統を二分化するため、高山配水池5,500立方メートルを築造、横須賀市武山配水池から高山配水池間に、鋼管、口径500ミリの送水管を延長9,836メートル布設したことにより、時間給水は解消されました。

8ページ、第5回拡張工事期です。

昭和41年7月、京浜急行「三浦海岸駅」が誕生しました。これにより、夏季には多くの観光客が訪れ、水需要も急増し、翌年の昭和42年、三浦海岸海水浴場には、一日数十万人という海水浴客などにより、7月から8月まで、毎日午前と午後に分け減・断水となりました。

また、昭和30年から40年代に掛けて、宅地造成や保養所施設の増加等により水需要が増加したことから、新しい水源をいかに経済的に獲得するかが水道事業の最重要課題となりました。

昭和50年を目途とした三浦市の第3次総合計画では、昭和50年度における給水人口を55,000人、一日最大給水量を27,500立方メートルと想定しましたが、これは日量20,500立方メートルの原水の配分を県から受けることを念頭において立てられたものであり、昭和44年度から昭和48年度までの5ヵ年継続事業として第5回拡張工事が計画されました。

このとき、三浦市の立地条件及び水道事業の規模から三浦市単独で相模川から取水することは困難であったことから、隣接の横須賀市に取水、導水、浄水の工事施工を依頼して、両市の境界地点で浄水を分水する方法で運営することになりました。

計画の要点は、横須賀市からの浄水の受け入れるための施設づくりであり、「ずい道配水池」容量20,000立方メートルを建設するとともに、「横須賀市津久井」から「ずい道配水池」まで、鋼管、口径600ミリの送水管を延長4,180メートル布設する等、送・配水の幹線施設を新設し、新開発地域及び夏季にける臨海地区の給水不良を解消し、一般給水の正常な運営を図るものでした。

9 ページ、配水施設整備事業期です。

ずい道配水池の能力を効果的に発揮させるため、昭和 49 年、「小網代配水塔」2,200 立方メートルを築造し、慢性的に給水不良であった高台地区の完全給水の体制作りを図ると共に、当時、点在していた 7 水源地と 8 配水池の運転等を高山配水場で集中監視制御を行うものとし、そのための装置を備えた高山監視所を建設、その他、配水管の布設など、改良工事を実施しました。

10 ページ、三崎町内配水施設整備事業期です。

三浦市の水道事業は 50 年を迎え、老朽化が進み、給水に支障を来たしはじめたことから、昭和 55 年度から昭和 63 年度まで、昭和 9 年の水道事業創設時に布設した配水管の布設替を「三崎町内配水施設整備事業基本計画」として実施しました。

11 ページ、第 6 回拡張工事期です。

昭和 50 年代に入り計画された神奈川県内最後の水がめ「宮ヶ瀬ダム」建設事業に、これまで水不足に悩まされて続けてきた経験から三浦市水道事業の中・長期を見据え、参画しました。

この計画が進むなか、昭和 50 年代後半から平成初期にかけて夏季の一時期に計画日最大給水量を超える日が数日間、出現するようになりました。

計画給水人口を 55,000 人から 70,000 人に、一日最大給水量を 27,500 立方メートルから 38,300 立方メートルに認可変更し、この「宮ヶ瀬ダム」、の水を受けるべく平成 4 年から、第 6 回拡張事業に着手し、平成 21 年度の市内宮ヶ瀬受水施設整備の完成に伴い、供用を開始しております。

12 ページ、その他の事業です。

地震等の振動に弱い石綿セメント管の解消事業を昭和 63 年度から平成 17 年度まで実施し、全て解消しました。

非常時の給水対策として、三崎小学校校庭をはじめ、4 箇所に耐震性を有する 100 トン耐震性貯水槽を平成 7 年度から平成 15 年度にかけて設置しました。

主要な配水池に緊急遮断弁を昭和 58 年度から平成 2 年度にかけて設置しました。

老朽化した松輪配水池 RC 製、容量 200 立方メートルをステンレス構造で容量 1,000 立方メートルに、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて、改築しました。

宮ヶ瀬受水に伴う耐震送水管の整備を平成 15 年度から平成 21 年度にかけて実施しました。

孤立水系であった松輪、毘沙門地区の連絡管の整備及び高山配水池のバイパス工事を平成 21 年度に実施しました。

老朽管更新事業として、布設後 40 年を経過した老朽管の解消を平成 21 年度から進めています。

配水池等、水道施設の統廃合の検討と、今後地震災害に備えた基幹施設の耐震化整備を進める必要があることから、平成 25 年度に基幹施設耐震化整備事業を立ち上げました。

平成 25 年度は、小網代配水塔の緊急遮断弁更新工事

平成 26 年度は、ずい道配水池（入口）緊急遮断弁改修工事

平成 27 年度は、毘沙門配水池廃止に伴う減圧弁設置工事

平成 28 年度は、小網代配水塔改築のための整備方針の検討を実施しました。

以上が三浦市水道事業の「沿革」であります

あと 2 点ほど、お話させてください。

はじめに、「水の安全性について」です。13 ページをご覧ください。

市内に 12 あった自己水源については、硝酸態窒素や亜硝酸態窒素の水質基準値超過による水質の悪化、また今後の施設更新費用の縮減の観点から、平成 24 年度以降、取水を休止し、以降は、市外水源として、宮ヶ瀬ダムを主な水源とし、神奈川県内広域水道企業団及び横須賀市の施設等を経由して全量受水しております。

供給元の水道水の安全性については、各供給施設の水質検査結果により確認しており、受水した水道水の安全性については、横須賀市からの送水管の直接配水系統のほか、各配水池からの配水系統ごとの水質管理を行っています。

本市における水質検査については、法定水質検査として毎日検査及び毎月検査を、また、三浦市水道事業独自の調査業務として、毎週検査を市内 8 箇所の採水地点で、実施しております。

水源等で水質汚染事故が発生した場合、神奈川県、神奈川県内広域水道企業団、横須賀市、その他関連水道事業体等と連携し、情報交換を図るなどし、対応してまいります。

最後に、県水統合についてお話をさせていただきます。

14 ページをお開きください。

水道事業を進める一方で、神奈川県営水道への統合を希望しており、三浦市民 40 年来の悲願であります。

県営水道は、市町村域を超える唯一の「広域的水道事業体」であり、その歴史は、発足も含め、それぞれの市町の編入要望を受けて、編入を重ねてきたという経緯もあります。

三浦市は相模川水系の水源確保に応分の負担をしていると同時に県営水道においても県の一般会計から負担をしている部分

があり、この一部が三浦市民の負担となっています。

さらに、三浦半島地域を見れば、四大事業者である横須賀市を除き、三浦市以外の鎌倉市、逗子市、葉山町はすべて県営水道の供給区域となっており、同じ水源をもつ水道事業者間の水道料金の公平性を確保するためにも、本市水道事業にとって県営水道は、最も有力な広域化のパートナーとして考えております。

以上、上下水道部長をはじめ、総勢わずか17名であります、「いつでも・どこでも」、「安心・安全」な水を市民に送り続けるため、努力しております。

説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

鈴木会長

小谷野委員

「県水統合について」で、最も有力な広域化のパートナーとして県営水道を考えているという項目があるが、パートナーという意味をもう少し具体的に説明していただきたいことと、それは今実際にはどのあたりまで進んでいるのか状況を説明していただきたい。

事務局
(鈴木課長)

水道事業を進めていく上では、県営水道が一番、私どもとして近いところになると思っております。

事務局
(石井部長)

パートナーという意味は、横須賀市は横須賀市、横浜は横浜、川崎は川崎という形で事業体ですが、神奈川県は茅ヶ崎水道とか相模原水道あたりを始めとして、一番の起りとして、その後町村の求めに応じて配水区域を増やしてきたという経過があります。三浦市も昭和50年代くらいから神奈川県営水道でやってくださいとお願いをしています。ずっと過去からそういう働きかけを陳情であったり、議会からの要望も含めてやっています。ただ、地形的に三浦半島の先端であるためか、なかなかそれが受け入れられない状態が続いていますので、そういう意味では、神奈川県として鎌倉も逗子も葉山も相模原も財政状況いいところよりも、かなり面積を県営水道がやっていただいております。宮ヶ瀬に関しましても、結構な費用を県が出資して、三浦市だけでも40億円も一般会計から出資して事業をやっていますので、そういう意味では広域的な意味で神奈川県をパートナーというか県営水道をやっていただきたいと要望をずっとしています。どこまで進んでいるかという状況ですが、一番進んだというのは、平成

22年に三浦市水道に関する検討についてという検討会を開いていただきました。ただ、前提としては、広域を前提とせず検討を行うということで、問題点の洗い出しにとどまってしまっています。今現在は、その検討会を情報交換会という形で、少し後退したという気は私達はしていますが、なんとか経営状況の話合いは進んでいます。ただ、日本全国の水道の広域化という流れもありますので、平成27年度県の企画部に広域の担当として水政室ができて、どうしても企業庁は経営の面で見ますが、なんとかそこで広域化に向けた議論ができないかという状況で進んでいるところです。

小谷野委員

要はパートナーというのは、県の水道に極端に言うと統合してもらいたい、丸抱えという状態という理解でいいか。

事務局
(石井部長)
小谷野委員

はい。

資料にもあるが、県営水道においても県の一般会計からも負担している部分は宮ヶ瀬ダムのことかと思うが、これは基準内繰出という高料金に対する対策として県が県の水道から受益を受けている市町村に対して、事実上、高料金化対策として県税を使っている理解でいいか。

事務局
(松井課長)

平成22年の時に報告書がまとめられていますが、まとめの過程の中で県の意見は、県の一般会計から水道事業会計への繰出は、水道水源開発施設及び水道広域化施設整備には、膨大な資本費が必要であり、また建設コストが水道料金に反映されるまでに長期間を要することから水道事業者の経営を支援することを目的として実施されるものであります。県が実施している県営水道に係る一般会計繰出金もこの趣旨に基づき、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び企業団との間で締結した覚書により繰り出しているという県の見解がまず1つございます。

それから2点目、情報交換会ですが、この検討会が終わったのち、これで県との関係が切れてしまいますので、国の状況、県の状況、市の状況、それらを勘案して年2回情報交換会を行ってきました。先ほど部長からもありましたように、水政室が今年度から情報交換会に入りましたので、企業庁と県の水政室と市の三者で打合せをさせてもらっていますという状況です。

小谷野委員

ありがとうございます。長くなるので、これはここで切り上げ

ます。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。

菱沼委員

県と統合の話だが、例えば県営水道に入る場合、まずハード面で間に横須賀市が入っているので、今は計算できないと思うが、もし県営水道になった場合のコスト計算は行っているか。

事務局
(石井部長)

この平成22年の検討会の時に、県の企業庁としてみると合併は前提とせずに検討ということではやっていますが、こういう分だけのお金はかかりますという試算をしています。

例えば、企業庁の太田和の配水池、神奈川県内広域水道企業団が横須賀市に水を運ぶため造ってきておりまして、一騎塚から津久井浜までその水を受け入れるための三浦市の施設はもうすでにできております。太田和から武山配水池を經由して一騎塚まで運んでくるものと田浦方面から長沢低区配水池を利用して津久井浜まで運ぶという横須賀市を中継した利用方法をしています。宮ヶ瀬のものを企業団から直接受け入れるとなると太田和の配水池から一騎塚まで宮ヶ瀬受水関連の1・2工区ということで1,350mmくらいの横須賀市と共同で管を入れるとか、どの程度の影響額があるか、そこだけでも三浦市の負担は当時の負担で26億8千万円くらいで、この時に移管前と移管後併せて138億くらいかかると試算しています。

三浦市としては、経営状況が悪いので、なんとか引き取っていただきたいですが、県水としては、今の水の需要者さんに負担がそれだけかかってしまうから、結局は企業として行う分には受け入れられないというようなことになっています。

菱沼委員

企業団の送水管が三浦市の市境の近くまできているということだが、横須賀市の管を使わずに三浦市に直接持ってくるということも、コストがかかるということか。

事務局
(石井部長)

三浦市の40数億円かかるというそのシールド工法で、横須賀市との共同管、一騎塚、太田和まで当時試算しまして、その後三浦市の負担が26億8千万円かかるということになっています。今はそれをなんとか三浦市の勝手な言い分かもしれませんが、広域水道企業団で造っていただけないかというお願いを横須賀市とともにやっているところです。

菱沼委員

ありがとうございました。もう1点お尋ねします。老朽管、基幹施設、配水池などの耐震化を含めてお聞きするが、老朽管は40年が耐用年数とのことだが、これは法定耐用年数で実際はもっと持つと思うが、老朽管の率というのは、三浦市の場合は比較的少ないと思われるがどの位か。

事務局
(鈴木課長)
菱沼委員

経年化率ということになりますと思いますが、19%くらいです。

非常に感覚として少ないと思う。
ありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。他に。

草間委員

これまでの経過を説明していただいたが、11ページの計画給水人口55,000人から70,000人になった経緯、またその人数分を負担している経緯と今後もこのままなのか、状況をお聞かせください。

事務局
(石井部長)

平成4年に三浦市第3次総合計画を策定し、三浦市水道としては給水人口70,000人と目標を立てて第6次拡張工事を始めています。三浦市は自己水源が8,000 m^3 ありましたが、相模原の高度利用暫定水利権で18,000 m^3 しかなかったので、宮ヶ瀬の企業団関連の事業に27,800 m^3 の水利権を求めました。相模川の高度利用1というのは、暫定であったものが確定で1,500 m^3 に今変わり、三浦市の現在の保有水量は浄水換算で37,300 m^3 となっております。8,000 m^3 というのは自己水源を停止していますので、そこは差し引いて29,300 m^3 になります。

企業団に出資することを横須賀市を通じて確約していますので、事務方といたしましては、そこを削るということとはできないと思っています。企業団関連が相模川水系建設事業の1というのが13,300 m^3 と寒川事業が14,500 m^3 あり、これも企業団に参画しますので、現在この日量分は基本料金を払わなければいけない状況ですので、あとは使った分は従量料金として払うという形になっております。

草間委員

基本料金は負担になっているか。

事務局
(石井部長)

基本料金というのは、必ず払わなければいけないものなので、一番負担が大きいです。

草間委員

平成4年の総合計画では、55,000人から将来的には70,000人を目指すと、それと宮ヶ瀬の給水が始まったのと一致したという部分もあったと思うが、実際的には三浦市55,000人をピークとして人口が減ってきているので、見極め方が甘かったという見方があるが、三浦市から人口減少に伴ってお願いはこれまでしてきたのか。

事務局
(石井部長)

宮ヶ瀬の受水量を変えるということは、打診はしていないです。神奈川県内広域水道企業団に横須賀市のうち、三浦市分ということで入れていただいています。企業団の構成団体というのは、神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市、その横須賀市のうち三浦市分ということでお願いしています。その受水量を変えるということは、全団体に影響することになりますので、今現在ではお願いしたことはありません。

草間委員

宮ヶ瀬から給水を受けている市町村は、三浦市は特に70,000人というのも当初から非常に無理があつて、そのままにしておいたことは大きな問題だったと思うが、他の市町村はどのような状況か。

事務局
(石井部長)

今年の企業団水量の占める割合は、神奈川県内広域水道企業団から出ていますが、三浦市は100%神奈川県内広域水道企業団の水を使っています。他団体は5割前後で横須賀市は企業団からの受水量は30%になっています。自己水源を持っているということになるかと思いますが、企業団に持っている権利の各団体の割合を見てみると、神奈川県は年間給水量が企業団からとっているのが181,000㎥で、企業団から権利として3億6,000㎥くらいなので、各団体企業団からの水は50%くらいしか使っていないようにこの資料からだと見受けられますので、皆さんが基本料金としては払っているのかなと伺えるところです。

草間委員

水道事業の仕組みそのものが難しく、経営状況も含めて今後の方針を審議会で話し合ってくれということだが、その前の段階で、県営水道も宮ヶ瀬も、給水人口70,000人も、企業団の説明をしてもらわないと、我々もまず理解できないところが非常に多い。最後のページの水道事業の県営水道、議会からのずっとやっていただきたいとお願いしてきた経緯もあるが、県営水道はなかなか難しいと結論が出てしまっているの、市民に分かりやすいように説明していただかなければ、この審議会自体がうまく審議

できないと思うがどう考えているか。

事務局
(石井部長)

三浦市がどこから水をいただいて、その流れと今の料金の積算の根拠、受水量プラス三浦市に係る費用、仕組みを提示させていただきます。

草間委員

何故三浦市が県下2番目に高いのかという説明をしてもらわないと審議の締め方についても審議できないので、説明してください。

鈴木会長

他になれば、資料7の水道料金のしくみでまたお話しいただくことにして、次に進みます。

三浦市水道事業の経営状況等についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
(松井課長)

三浦市水道事業の経営状況等につきまして、説明させていただきます。

資料6の1ページをお開きいただきたいと思います。

三浦市水道事業の現行料金の経営状況ですが、平成14年度から平成21年度までは料金値上げの影響等もあり、利益を計上いたしておりましたが、平成22年度から連続して7年連続で純損失を計上しております。これは平成22年度に宮ヶ瀬受水施設が完成し、供用開始に伴い減価償却費等が新たに発生した影響や料金収入の落ち込みが大きく影響しております。

次に、その他未処分利益剰余金変動額についてですが、地方公営企業法の改正が48年ぶりになされ新設されたものです。

内容としましては、みなし償却制度の廃止に伴う移行措置により資本剰余金から振り替えた未処分利益の額でございますが、現金は伴いませんので、実質的な経営には影響はありません。

次に、年度末資金の推移です。これは水道事業会計にどれだけの現金、キャッシュがあるかを示した表でございます。平成18年度23億6千万円をピークに下降線をたどり、28年度末では8億3千万円、29年度当初予算時に見込んだ29年度末は5億4千万円と見込んでおり、このままの推移では30年度以降、いつ赤字団体に転落してもおかしくない状況となっております。

次に、平成28年度の決算数値を用いて決算状況を説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

地方公営企業として位置づけられている水道事業の経理は、地

方公営企業法施行規則により収益的収支と資本的収支の2つに区分されることとなっています。

まず、収益的収支につきましてご説明いたします。

収益的収支とは、水をつくり、ご家庭にお届けするための経費とその財源でございます。

平成28年度決算の状況ですが、収入は12億34万2千円、支出は13億5,295万7千円となります。この結果、当年度純損失は1億5,261万5千円となります。

次に、収益の主な内容についてご説明いたします。まず水道料金は、お客様からいただく水道料金収入で10億5,494万5千円となります。次に長期前受金戻入として、地方公営企業会計制度の見直しにより新しく追加された収入項目ですが9,913万2千円でございます。次に水道利用加入金はお客様の給水装置の新設や口径を大きなものに変更する際にいただく収入で712万円となります。

次に、費用の主な内訳についてご説明いたします。

まず、平成23年度末で水質の悪化等で、全ての自己水源を休止し、横須賀市からの全面受水のほうが有利であることから受水費として4億9,454万4千円となります。次に、支払利息は、水道施設をつくるための借入金の利息分で1億3,696万5千円となります。次に、減価償却費ですが、長期利用する施設の1年毎の価値の減少分を費用化したもので、4億4,765万2千円となります。この3つの費用の合計が10億7,916万1千円となり、支出全体の8割を占め、この3つの費用で収入の9割を占めています。

3ページをお開きいただきたいと思います。

次に、資本的収支は、収入が2億441万6千円に対し、支出5億3,371万7千円となります。

収入の内訳は、水道施設を作るために借り入れた企業債などで、平成28年度は6,740万円の企業債を借入れております。次に、負担金の水源増強費等の繰入を1億756万7千円繰り入れております。これは大量の水を使おうとする開発業者等、将来に備える費用として、その一部を特別給水工事処理要綱等に基づき、事業主をお願いをしてきました。

支出の内訳は、水道施設の老朽化した施設を更新するための建設改良費が1億3,585万4千円となります。企業債の元金を返済する企業債償還金が3億7,304万3千円となり、今後、施設の耐震化や老朽化した施設の更新を順次進めていく必要があることから、費用が増大していくことが見込まれます。

資本的収支の不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填し、なお、不足する額は企業債未発行分で措置しております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

この表は職員数の推移を示させていただいております。前回料金値上げをいたしました平成14年度と比較しますと営業課が10人から6人、給水課が16人から8人となっており、12人の減となっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

この表は給水人口等の推移を示させていただいております。三浦市ではここ数年未給水人口が6名ですので、ほぼ三浦市の人口と同数になります。給水人口のピークは平成6年度で54,142人で、それ以降、右肩下がりに下降を続け平成28年度と比較し、1万10人減の4万4,132人となっています。同様に年間配水量、一日最大、一日平均、有収水量も同様な推移となっております。有収水量率は84%台から88%台の推移となっております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

この表は水道料金等の推移を示させていただいております。水道料金収入も減少傾向にあります。これは長引く不況や一般家庭における洗濯機やトイレ等の節水型機器の普及や節水意識の向上により水道使用量が減少したことによるものと考えられます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは企業債未償還残高の推移ですが、平成18年度の74億8千万円をピークに年々減少しております。平成19年度から21年度において公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用して、企業債の繰上償還を図ったことと、企業債の新規借入額を償還金以下に抑制に努めてきたことによるものです。

8ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは資金の推移を示したものでございます。平成18年度の23億6千万円をピークに減少しており、平成28年度では8億3千万円であり、29年度当初予算の時に示しているキャッシュフロー計算書で29年度末の見込みを5億4千万円と示させていただいております。30年度当初予算は、編成できるのではないかと見通しは持っていますが、会計を運営していく上で、非常に不安定な経営を強いられると考えます。

水道事業は、生活に不可欠で代替えの効かないライフラインであり、計画的な施設更新・耐震化による安定供給が不可欠です。そういった観点から、料金水準を見直す必要があると考えています。

以上で水道事業の経営の説明を終わります。

鈴木会長

説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

小谷野委員

その他未処分利益剰余金の中で、制度の改正によってみなし償却制度廃止に伴う資本剰余金から振替えられた未処分利益剰余金の額とあるが、説明いただいた中では、これは資金フローでは影響しないということだが、資金的にまだ余裕があるように思えるので、分かりやすく教えていただきたい。

事務局
(押嶋GL)

未処分利益剰余金の変動額とは、減価償却費の収入バージョンといえ、一番分かりやすいかと思えます。減価償却費とは、取得額に対して毎年毎年耐用年数で割り返して、現金が出ない費用のことです。例えば、工事費用が1億だとして、5千万補助金が出た場合、その固定資産についている5千万円は現金ではありませんが、収益化するのが長期前受金戻入になります。

平成26年4月1日に会計制度が切り替わるときに、今ある資産に対して、長期前受金戻入として収益化されていたはずの金額を、未処分利益剰余金変動額という形で一気に収益化しました。これは、総務省からの指示によるもので、資金に関して一切影響を与えないという形になります。

小谷野委員

まだ分かりにくいのですが、今現金にならないというのは、貸借対照表上の現金預金の項目に表れていないという理解でいいか。

事務局
(押嶋GL)

はい。

小谷野委員

そうすると、この表では何が読み取れるのか。あまり資料として役に立たないのではないか。

事務局
(松井課長)

当年度末未処分利益剰余金の中では、数字としては反映されませんが、現金が伴わないため影響ないと示すため表中に入れています。

小谷野委員

16億8,332万1千円という数字をカウントして年度末資金の推移の中にカウントしていないか。

事務局
(松井課長)

未処分利益剰余金には入りますが、年度末資金には入っていません。

小谷野委員

分かりました。ありがとうございます。3ページ欄外の資本的収支の不足額について、企業債の未発行で措置しているという意味を教えていただきたい。

事務局
(押嶋GL)

企業債未発行とは、事業は年度内に終わりましたが、事業の完成が年度末ギリギリになりますと企業債の収入が翌年度になってしまうことがございます。28年度事業に対する企業債ではありませんが、収入が29年度になりますので、28年度末では未発行となります。ただ入ってくるということは確実であり、このようなものを未発行企業債と呼んでいます。

小谷野委員

企業債の場合は未収金処理はしないという理解でいいか。

事務局
(押嶋GL)

はい。未収金処理はいたしません。

小谷野委員

7ページ欄外最後から2行目になるが、企業債の新規借入額を償還金の範囲内に抑えることで企業債の抑制に努めてきたとあるが、水道事業の場合は、政府系資金なので償還が元利均等となり、過去に大きな事業を行っているので、古い企業債の額が大きくなる。元利均等は、だんだん元金償還が大きくなるので、範囲以内に抑えたっていうのは、正直言ってあまり企業債の抑制に役立たないで、逆に緩んでしまう恐れがあるではないかと思う。この先大きい事業がなければいいが、1つの基準として元利均等の場合は、これはなじまないと私の個人的意見になるがそう思う。

事務局
(松井課長)

水道会計が予算編成をするにあたって、当然一般会計を参考にしながら作らせていただき、市の方針としてこのようなものを掲げています。今市の実質公債比率が18.3%と起債の同意団体から許可団体になっていますので、金額を抑える努力はさせていただきます計上しております。

小谷野委員

むしろ元利償還金が前年度を上回らないような償還計画に基づかないと、ブレーキはかけられない。

事務局
(松井課長)

実際のところ償還金は、5億ぐらいですが、実際の借入は1億に満たないようになっているので、そういう視点で経営はしてお

ります。

小谷野委員

ありがとうございます。

鈴木会長

他にございますか。

菱沼委員

今までの説明で職員の削減は経営的に努力されているのがよく分かる。8ページの資金の推移だが、平成28年度末で8億3,000万円が資金として残っているが、この数字の中には企業会計なので、退職給与引当金や修繕引当金とか担保しておかなければならない現金があるが、それも含まれての8億円でよいか。

事務局
(押鴨GL)

はい。

菱沼委員

退職給与引当金や修繕引当金の金額はいくらになるか。

事務局
(押鴨GL)

28年度末の退職給与引当金が37,414,010円、修繕引当金が43,337,055円。こちらを合計しますと80,751,065円になります。

菱沼委員

この8億3,000万円のうち約8,000万円は手を付けてはいけないお金という理解でいいか。

事務局
(押鴨GL)

はい。

菱沼委員

額面上8億3,000万円あるからまだ若干資金に余裕があるということを受け取れるが、実際はもう少し厳しい数字でしか資金は残っていないという理解でいいか。

事務局
(松井課長)

我々の今の見通しとしましては、今年度来年度はもつと思っておりますが、何もしなければ31年度で資金に困ってしまうという状況になると思っております。

菱沼委員

もう1点だけお聞きしたい。5ページで、私も水道にいた関係で記憶しておいていただいた方が良くと思うが、有収水量率85.5%とあるが、これは本来年間配水量、6,135,259^m³に対して有収水量が5,247,556^m³、本来であれば600万^m³お金になるはずが、お金になった水量が520万^m³だったという理解でいいか。

事務局
(鈴木課長)
菱沼委員

はい。

これは指摘ではないが、85.5%という率は14.5%がお金にならない水で漏水等で消えてしまったと思うが、漏れるということは良くはないが決して悪い数字ではないと思う。経営努力の1つになるかどうかという点をお聞きするが、他事業体と比較して、何かデータはあるか。

事務局
(鈴木課長)

平成28年度のデータでは、神奈川県90.5%、横浜市91.8%、川崎市91.4%、横須賀市90.0%、小田原市87.9%、秦野市93.6%、座間市96.7%、南足柄市88.0%です。

菱沼委員

ありがとうございます。そう聞くと数字としては、私は良い方かと思っていたが、漏水みたいに何らかの形で、売るべき水がどこかに行ってしまうということだと思うが、漏水かどうか分からないが改善すべき点なのかなと思うがどう考えているか。

事務局
(鈴木課長)

水道事業者として、重く受け止めなければならない数字かと思っております。原因はなかなか特定しにくい部分があり、漏水というところも十分考えられますので、平成13年度から漏水調査を実施しております。その中で発見いたしました漏水につきましては、修繕を行っているという状況でございます。

菱沼委員

ありがとうございました。

事務局
(石井部長)

神奈川県・横浜市・川崎市等大きい自治体は有収率が高いので、次回同規模自治体と比較したものを出示させていただきたいと思っております。三浦市も鋭意努力して平成22年度には88%まで上がりましたが、その後急激な落ち込みがあり、漏水調査を一所懸命やっている部分もあります。あと各自治体同じ指標で算定していると思っておりますが、福祉減免の1%は有収率の算定には入れられないので、不明水という意味ではもう少しいい数字になると思えます。

菱沼委員

ありがとうございます。

鈴木会長

他にございますか。

草間委員

5億円あれば何年かは経営できると思っていたが、何故2年で

底を突いてしまうと、平成 31 年度以降は非常に厳しい状況になるのか。

事務局
(松井課長)

将来計画につきましては、次回以降にお示ししますが、毎年 5,000 万円ずつ補填していた開発負担金が平成 28 年度で使いきり、その部分を水源施設増強費から補填することになるからです。

事務局
(押嶋GL)

減価償却費等で実際に使わなかった内部留保資金を資金の穴埋補填に使っていたが、平成 29 年度で使いきるので、その部分で水源施設増強費の繰入金額が平成 30 年度以降より大きくなるからです。

草間委員

平成 31 年度以降は経営が厳しいということで、何らかの対策を取らないといけないということで、この審議会を立ち上げたと思うので、今までの説明を聞いて審議会の役割を改めて痛感した。

鈴木会長

なければ次に進みます。
水道事業の県内比較及び全国比較についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局
(押嶋GL)

水道料金の県内比較及び全国比較につきまして、説明させていただきます。

引き続き資料 6 の三浦市水道事業の経営状況等についての 9 ページをお開きいただきたいと思います。この表は県内事業体の料金体系を示したものでございます。三浦市は 40 m³あたり 5,660 円で真鶴町に次いで 2 番目に高い料金となっています。

料金体系や基本水量につきましては後ほど説明させていただきます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

この表は現在本市で使用しています水道料金表でございます。こちらも後ほど説明させていただきます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

この表は全国の家事用 10 m³を比較し、示したものでございます。

最高料金は群馬県長野原町で 3,510 円、次に北海道羅臼町で 3,360 円となっています。逆に最低料金は兵庫県赤穂市で 367 円、次に静岡県小山町で 384 円でございます。約 10 倍の格差がございます。

います。全国平均では、1,540円、3万人から5万人未満では1,520円、三浦市は1,155円ですので、10㎡では平均を下回っております。20㎡では全国平均が3,215円、3万人から5万人未満では3,168円、三浦市が3,056円ですので、若干平均金額を下回っていますが、三浦市の水道料金は全国平均であるということになっています。

都道府県レベルでは3つの区分を示させていただいておりますが、最高料金がいずれも青森県、最低料金が神奈川県となっています。

このような地域格差の要因には、例えば水源を遠方のダムに求めた場合には長い水道管が必要になって多額の費用が必要になることや、ひいた水道管の利用する数などの諸条件によって違いが生じてきます。

鈴木会長

説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

小谷野委員

県内の水道料金の中で、真鶴町があまりにも高いというのは、何か特別な理由があるのか。

事務局
(松井課長)

真鶴町と直接お話をしたことはございませんので、水道料金が
高い理由は分かりません。

小谷野委員

反対に愛川町等は、県の水道料金を下回っているが何か理由はあるのか。

事務局
(松井課長)

自己水源があり地形的に恵まれている所は水道料金が安くなっているのではないかと思います。

小谷野委員

県内の水道料金の高い団体と安い団体の調査を試みる価値はあると思いますので、ご検討ください。また、全国比較で見ると神奈川県と三浦市は特別高い状況ではないとなっているが、県内で見た場合では三浦市の水道料金は高い状況になるが、その点については、上下水道部はどう考えていますか。

事務局
(松井課長)

税金で言えば県内一人あたりの市税収入が一番低かったり、反対に水道料金等は高かったり、半島ゆえの問題等もあるかとは思っています。また、我々は一番目に安全で安心な水を供給する事を考

えております。二番目にいかにして安いものを提供するかという事を考えておりますので、市民生活を見ながら進めていきたいと思っております。

小谷野委員

次回以降の話にもなりますが、県とのパートナーとの話もそうですが今の水道の現状は、半島だから駄目ではなくて、我々は三浦市民ではあるけども、神奈川県民でもあるので、県ともパートナーという位ですから対等な立場で、遠慮なく申し入れていく位の努力をいろんな方面からやって頂きたい。

鈴木会長

ありがとうございました。
なければ次に進みます。
水道料金のしくみを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局
(松井課長)

料金のしくみにつきまして、説明させていただきます。
お手元の資料7水道料金のしくみをご覧ください。
本日は、水道料金についての基本的な考え方や本市の現状等について、ご説明していきたいと思っております。具体的な審議は次回の審議会の中で、お願いしたいと考えておりますので、予めご承知おきください。

まずは1ページ「1水道料金の原則」についてです。

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」と水道法では定められている地方公営企業であり、その経営に当っては「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則が法に示されております。

この経済性と公共の福祉の増進という2つの要素を事業運営の中でいかに生かしていくかが非常に重要だと思っております。

生活に欠かすことのできない水を安定的にお届けすることと、企業の経済性を発揮して効率的な経営を追求することの両立を図らなければなりません。

次に(2)「独立採算制の原則」についてです。

地方公営企業法では「経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされております。これを「独立採算制の原則」といい、水道事業会計では水道料金等により経費を賄うことを原則としています。

次に(3)「公正妥当な料金設定」についてです。

地方公営企業法では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営をすることができるものでなければならない」とされており。

料金の決定に当っては水道事業運営に必要な総費用を見込み、それを賄える料金水準を設定することになりますが、総費用の見込みを立てるにあたっては、余計な経費はないか、より効率的な手法はないかを検討する必要があります。

また、「料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」等を供給規程に定めなければならないと規定されています。供給規程とは、水道の事業者と使用者との給水契約を示すもので、料金などの条件を定めたものでございます。三浦市では、三浦市水道事業給水条例に料金などが定められております。

次に「2 水道料金算定の仕組み」についてです。

ここでは水道料金をどのようにして決めるのか、その具体的な手順について説明させていただきます。

先ほどまでの説明で、水道事業の基本的な考え方、そして料金について考え方を説明いたしました。

この考え方に基づいて、具体的に水道料金を決めていくために、全国の水道事業体が加盟している日本水道協会では、水道料金改定要領等を作成しており、多くの地方公共団体が参考しております。

ここからはもう少し細かな説明をしていきます。

まず、財政計画の策定では現在の財政状況を確認し、将来の収入と支出の見込みを立てることを財政計画といいます。財政計画を作成するための事務内容としては、料金算定期間を何年先までの見込みを立てるかを決めます。料金算定期間は、水道料金算定要領によると、概ね3年から5年を基準とするとなっております。

次に、収入や支出の見込みの前提になる人口や水量の実績から、将来の水需要を予測いたします。その後、水道施設の耐震化や更新、企業債の借入等を見極め経常的な経営活動に伴う収益的収支と水道施設を建設、改良する資本的収支に分けて見込みを立てます。

三浦市では次回ご提示いたしますが5年で準備をいたしております。

次に、適正な料金水準の算定についてです。

料金算定期間内の財政収支の見積もりが均衡していれば、現状

の料金水準は妥当であると判断することができますし、逆に均衡が欠いているようであれば、料金水準は適正を欠いているとの判断に至ります。

ここでは、料金算定期間内において実際に必要な資金所要額をもとに、総括原価を算定します。総括原価とは営業費用と資本費用を加えたものが、料金収入の総額と一致するように料金水準を算定いたします。

次に、適正な料金水準の見込みに基づいて、料金体系を決めます。料金体系とは、水道料金収入の総額を、どのような配分で水道使用者に賦課するかという方法になります。この水道料金の体系につきましては、次の「3 水道料金の体系」のほうで説明いたします。

水道料金体系は、一部料金制と二部料金制の2つに分類されています。

一部料金制は定額料金制と従量料金制のいずれか1つだけで構成される料金制であります。

二部料金制は使用した水の量にかかわらず負担する基本料金と使用した水の量に従って負担する従量料金の合計となります。

三浦市の水道料金は、用途別料金体系で、基本料金と逦増型従量料金の二部料金制を採用しております。用途別料金体系と逦増型につきましては、後ほど説明させていただきます。

先ほどの資料に戻っていただき資料6 三浦市水道事業の経営状況等についての10 ページ三浦市料金表をご欄いただきたいと思います。

三浦市の料金は、用途別料金体系で、基本料金と逦増型従量料金の二部料金制を採用しております。

また、三浦市では2ヶ月毎の検針で、2ヶ月毎の請求・お支払いをいただいております。

三浦市の用途区分につきましては、水使用の用途に着目して、一般用、業務用、別荘用、寮・保養所用・官公署用、公衆浴場用、工事用の7分類に分類しております。

基本料金は、2ヶ月で20立方メートルの基本水量を含んだ基本水量制で、用途に応じて負担に格差を設定しています。

また、従量料金については、利用水量が増えるにつれて単価が高くなる逦増型でございます。一般用から寮・保養所用までの従量料金は同じような推移での逦増型を採用しています。

資料7 水道料金のしくみ3 ページをお開きいただきたいと思います。

次に「4料金体系に係る検討事項」についてです。

水道料金体系は、主に用途別料金体系と口径別料金体系の2つに区分されます。

三浦市が採用している用途別料金体系とは、利用者の負担力が高い業務用に対して高い料金を設定する一方、一般用に対しては低廉な料金体系を設定するものです。

一方、隣の横須賀市が採用している口径別料金体系とは、大口径の利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定しています。

料金体系の推移ですが、平成20年度ですが、口径別52.3%、用途別36.4%が平成28年度では口径別57.0%、用途別32.1%と口径別が増えていっている状況にあります。

次に逓増型料金についてです。

逓増型料金体系とは、使った水の量が多くなるのに応じて、段階的に単位あたりの料率を高くする料金体系です。

この料金体系は、水源開発や施設拡張等には多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映させるとともに、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図るという環境的観点から広く導入されています。

しかし近年は、人口減少、節水意識・節水機器の普及、景気低迷により水需要は減少傾向にあり、逓増型従量料金は大口使用者に負担が偏っているという理由から逓増度を緩和する傾向があります。

また、大口使用者が地下水転換により水道離れが進んでいます。

一方で核家族化等に伴う生活様式の変化によって1件当りの使用水量が少ない小口使用者の割合が増加しています。つまり単価の高い区分の使用水量が減少し、単価の低い区分の使用水量が増加しています。これは水需要の減少以上の速さで料金収入の減少を招く結果となっています。

次に(3)料金(基本料金、従量料金)の配分です。

水道料金は、水道水を給水等するために必要なコストに、水道事業を維持するための所要経費を加えた総括原価をもとに算定されています。これらの費用の内訳は需要家費、固定費、変動費の3つに大きく分けることができます。

需要家費ですが、基本料金に充当する経費でございまして、検針関係経費、量水器関係経費など、水を使用しなくても事業運営していく上で必要な経費でございます。

2つ目の固定費は、施設維持管理費、減価償却費、支払利息等、総括原価に占める割合の高い固定費は、経費の性格上全額を基本料金に充当するべきという考えもありますが、そうした場合、基本料金が著しく高くなってしまふことから、固定費の相当部分を従量料金に配分いたします。

3つ目の変動費についてです。薬品費や動力費等、水道の使用量に対して増減するものであることから従量料金に配分いたします。

つまり、基本料金と従量料金の割り振りは、基本的には需要家費と固定費を基本料金で賄い、変動費を従量料金で賄うという考え方ですが、典型的な装置産業である水道事業は固定費の割合が大部分を占めるため、この考えでは基本料金が高くなりすぎてしまうので、生活用水への配慮から基本料金を低く抑える措置がとられています。

4ページをお開きいただきたいと思います。

最後に基本水量制についてです。基本水量制とは、基本料金に一定水量を付与することで、この水量の範囲内であれば料金は定額になるものです。この制度は、事業の安定的な経営を図り、基本料金部分の料金を低く抑えるとともに、その範囲内の水を自由に使用することで公衆衛生の向上に寄与することを目的として導入されています。

現在は核家族化等に伴う生活様式の変化によって、1件あたりの使用水量が減少し、小口使用者の占める割合は増加傾向にあります。

このため、月々の使用水量が基本水量に満たない使用者と、基本水量を上限まで使用した使用者で料金が変わらないことについての不公平が生じています。

三浦市の水道料金は、基本料金は20立方メートルですが、今後につきましては基本水量の引き下げについての検討をする必要があります。

鈴木会長

説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

草間委員

三浦市は用途別料金体系だが、横須賀市が行っている口径別料金体系で試算したことはあるか。

事務局
(松井課長)
草間委員

現在のところございません。

今後は他の体系との比較も必要になるので、検討をお願いします。

事務局
(松井課長)

次回、財政推計をお示しいたしますが、今回は用途別でお願いします。次回の検討にあたっては、十分に検討していきたいと思えます。

鈴木会長

他にございますか。

石橋委員

使用水量が年々減少し小口使用者が占める割合が増加傾向にある中、基本料金のみを利用している方の割合はどれ位か。

事務局
(松井課長)
石橋委員

手持ち資料が無いので、次回に回答します。

別荘用及び寮・保養所用は減ってきている一方介護施設が増えつつあると思われるが、そのような施設は業務用になるのか。また、その割合はどれ位か。

事務局
(松井課長)
石橋委員

老人施設等は、業務用になります。

他市町村分の割合も含めて、次回までに回答してください。

事務局
(松井課長)

他市町村がどのように区分しているかは、用途別でないと回答できません。

石橋委員

区分は違うかもしれないが、他市町村の割合はどれ位か。

事務局
(松井課長)

他市町村の状況につきましては、確認は行いますが提供してもらえないこともありますので回答できるお約束はできませんが、三浦市の分につきましては、確認ができますので、次回までに回答します。

石橋委員

全国で見ると自己水源を汲み上げることを見直している団体がある。三浦市は現在自己水源は無いが、自己水源を復活させる可能性はあるか。

事務局
(石井部長)

水質の悪化が原水の基準を上回っているので、復活は難しいと思います。

石橋委員

自己水源を復活させるのに何か他の方法はないか。

星野委員

地形的な問題や山側で雪解け水が多い等の条件が合って予測ができれば新しい井戸を掘る可能性はあると思いますが、三浦市では過去に色々掘った中で、数ヶ所しか見つからなかったのも、他の市町村が出来ているから、三浦市が全てあてはまるということではありませんので、自己水源の復活は厳しいと思います。

鈴木副会長

県内水道料金の格差として、県の西部の方は自己水源を持っている。南足柄は、山の中に箱根の伏流水がありそれを掘る。それが出来たことにより、安い水が提供できるということでアサヒビールが立地されている。ダム周辺の市町村については、ダムを造る時の約束として水利権やそれに変わる有利な条件が水道料金に反映されている。県の中央部及び西部は水が安いということで、企業誘致が大変しやすくそういう原因もある。

鈴木会長

なければ次に進みます。

本日予定いたしました議題は終了いたしました。

委員皆様のほうから何かございますか。

なければ、事務局のほうはいかがですか。

事務局
(石井部長)

次回ですが、平成29年10月18日、水曜日、午後2時から4時まで、場所は同じくここで開催いたしたいと考えています。以上です。

鈴木会長


それでは、ただいま事務局から提案のあったとおり次回審議会を平成29年10月18日、水曜日、午後2時から4時まで、場所は同じくここで開催いたしますので、委員皆様のご出席をお願いいたします。


それではこれもちまして、平成29年度第1回三浦市上水道事業審議会を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございます。

【16時07分閉会】

平成 29 年 10 月 18 日

三浦市上水道事業審議会

会 長 鈴木寧夫 

署名人 葺間道治 

署名人 菱沼隆一 